

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	令和1年10月1日提出
【ファンド名】	三井住友・ニュー・チャイナ・ファンド
【発行者名】	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松下 隆史
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	土屋 裕子
【連絡場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【電話番号】	03-5405-0784
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【提出理由】

三井住友・ニュー・チャイナ・ファンド(以下「当ファンド」といいます。)が主要投資対象とするニュー・チャイナ・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)につき、主要な関係法人の異動がありましたので、「金融商品取引法」(昭和23年法律第25号)第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

本件異動は、マザーファンドの運用指図に関する権限の一部の委託先である「スミトモ ミツイ アセットマネジメント(ホンコン)リミテッド」が、2019年10月1日に「ダイワ・エス・ビー・インベストメンツ(香港)・リミテッド」を存続会社として合併し、名称が「スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント(ホンコン)リミテッド」に変更となることによるものです。なお、当該変更は委託会社の海外子会社の合併に伴うもので、当ファンドおよびマザーファンドの運用体制や運用方針等に変更はありません。

2【報告内容】

イ. 当該主要な関係法人の名称、資本金の額及び関係業務の概要

名称

<主要な関係法人となる法人>

スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント(ホンコン)リミテッド

<主要な関係法人でなくなる法人>

スミトモ ミツイ アセットマネジメント(ホンコン)リミテッド

資本金の額

<主要な関係法人となる法人>

(2019年10月1日現在)

名称	資本金の額
スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント(ホンコン)リミテッド	10,000,000香港ドル

<主要な関係法人でなくなる法人>

(2019年3月末現在)

名称	資本金の額
スミトモ ミツイ アセットマネジメント(ホンコン)リミテッド	5,000,000香港ドル

関係業務の概要

<主要な関係法人となる法人>

名称	関係業務の概要
スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント(ホンコン)リミテッド	委託会社との間で締結される投資一任契約(運用委託契約)に基づき、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドの運用指図に関する権限の一部の委託を受け、信託財産の運用を行います。

<主要な関係法人でなくなる法人>

名称	関係業務の概要
----	---------

スミトモ ミツイ アセットマネジメント(ホンコン)リミテッド	異動前において、委託会社との間で締結される投資一任契約(運用委託契約)に基づき、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドの運用指図に関する権限の一部の委託を受け、信託財産の運用を行っておりました。
--------------------------------	--

□. 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

マザーファンドの運用指図に関する権限の一部の委託先が、合併および名称変更により「スミトモ ミツイ アセットマネジメント(ホンコン)リミテッド」から「スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント(ホンコン)リミテッド」に変更となることによるものです。

異動の年月日

2019年10月1日

以上